

公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求に対する裁決
について

公の施設を利用する権利に関する処分に対し提起された審査請求に関し、次のとおり裁決することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の4第2項の規定により市議会の意見を求める。

令和3年11月30日 提出

周南市長 藤 井 律 子

1 審査請求人

市外に住所を有する者

2 処分庁

指定管理者

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

3 処分の内容

周南市徳山駅前賑わい交流施設（以下「本件施設」という。）の館長代理は、令和3年8月16日、審査請求人が、本件施設の施設内に設置されている周南市立徳山駅前図書館において他の利用者に対し暴言を発するなどの迷惑行為を行い、また、職員に対して暴言を発し、職員の制止によってもこれを改めなかったため、以後の本件施設の利用停止を口頭により告知した。

4 審査請求の趣旨

「周南市立徳山駅前図書館に係る、指定管理者が、審査請求人に令和3年8月16日に出した無期限の入館禁止処分」は、無効又は違法であるので、本件処分を取

り消すとの裁決を求める。

5 審査請求の理由

- (1) 一身専属権である指定管理者の処分を館長代理が決定しているため、処分は無効又は違法である。
- (2) 入館制限は、周南市立図書館条例ではなく、周南市立図書館条例施行規則に定められているため、地方自治法第14条第2項に違反し、無効である。処分の根拠がないため、無期限の入館禁止処分は違法である。

6 裁決の趣旨

本件審査請求を棄却する。

7 理由

- (1) 処分庁は、本件施設の管理運営業務に関する権限を代理する権限を館長代理に授権しており、館長代理が本件処分を行うことに権限上の瑕疵は認められない。
- (2) 本件処分は、地方自治法第244条第2項に法令上の根拠を有し、また、条例の委任により管理運営上の基本的事項を定めた規則の規定に基づき行われた適法な処分であり、処分に根拠がないとする審査請求人の主張は理由がない。